

○鹿児島県警察情報管理システムの運営に関する訓令

平成22.12.24 鹿児島県警察本部訓令第24

鹿児島県警察情報管理システムの運営に関する訓令（平成13年鹿児島県警察本部訓令第48号）の全部を次のように改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 管理体制（第4条―第6条）
- 第3章 情報管理システムのシステム設計（第7条）
- 第4章 相互接続（第8条）
- 第5章 情報管理システムの運用管理（第9条―第13条）
- 第6章 情報管理システムの維持管理（第14条―第17条）
- 第7章 事故発生時の措置（第18条）
- 第8章 情報管理システムに関する業務の外部への委託（第19条）
- 第9章 教養（第20条）
- 第10章 情報管理業務監査（第21条）
- 第11章 その他（第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、鹿児島県警察情報管理システム（以下「情報管理システム」という。）のシステム設計並びに運用及び維持管理に関する基本的事項を定め、もって警察業務の効率化及び高度化を図るとともに、対象業務の適正かつ円滑な実施を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報管理システム 鹿児島県警察に設置される電子計算機を利用して次に掲げる電子行政文書（鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号）第2条第2項に

規定する公文書のうち、電磁的記録であるものをいう。)を広域的に作成又は利用するためのシステムであって、鹿児島県警察が設置するサーバ等、端末装置、これらを接続する電気通信回線及びこれらに附帯する機器並びにこれらの用に供するプログラムを組み合わせたものをいう。

ア 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報について、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したファイル（以下「個人情報ファイル」という。）に該当する電子行政文書

イ アに掲げる個人情報ファイルのほか、第4条第1項に規定するシステム総括責任者が特に管理することが必要と認める電子行政文書

- (2) サーバ等 情報を体系的に記録し、検索し、又は編集する機能を有するサーバ及びメインフレームをいう。
- (3) 端末装置 サーバ等にデータを入力し、又は出力するために操作する装置をいう。
- (4) 相互接続 鹿児島県警察が設置するサーバ等及び端末装置を警察庁が設置するサーバ等に接続することをいう。
- (5) 対象業務 情報管理システムを利用して行う情報の管理に係る業務をいう。
- (6) システム設計 対象業務を新設し、又は変更しようとする場合において、当該対象業務の内容を分析し、及び検討して情報の処理の手順を定め、当該情報処理を実現するために必要な機器及びプログラムの構成を設計することをいう。
- (7) アクセス 情報管理システムにデータを入力し、又は情報管理システムからデータを出力することをいう。
- (8) アクセス権者 アクセスを行う権限を与えられた者をいう。
- (9) アクセス範囲 アクセス権者ごとにその者が行うことができるアクセスの範囲をいう。
- (10) 照会 情報管理システムを構成するサーバ等に特定の事項が記録されているか否かに関する情報又は当該サーバ等に記録された事項の内容に関する情報を得るため、情報管理システムを利用することをいう。
- (11) 照会者 照会を行う者をいう。
- (12) 入力資料 情報管理システムを構成するサーバ等により処理することを目的として作成した文書、図画及び電磁的記録をいう。
- (13) 出力資料 情報管理システムを構成するサーバ等により処理された情報を記録した文書、図画及び電磁的記録をいう。

(14) システムドキュメント 情報管理システムに関する次に掲げる文書，図画及び電磁的記録（作成中のものを含む。）をいう。

ア システム仕様書

イ システム設計書（情報処理の手順並びに機器及びプログラムの構成の概要の記録をいう。）

ウ プログラム仕様書（情報処理の手順の概要の記録をいう。）

エ プログラムリスト

オ 操作指示書（システムの維持管理に伴う機器の設定方法等を説明した記録をいう。）

(15) 取扱説明書 情報管理システムを利用する者が対象業務を行う上で参照する機器の操作の方法を説明した記録をいう。

（基本方針）

第3条 情報管理システムのシステム設計並びに運用及び維持管理に当たっては，次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 事務能率の増進に寄与するため，警察各部門の業務について情報管理システムの活用を図ること。
- (2) 関係部門相互の協力体制を確保し，情報管理システムの適正かつ円滑な運用に努めること。
- (3) 情報管理システムの利用実態を把握するとともに，有効性の向上と安全性の確保に努めること。

第2章 管理体制

（システム総括責任者）

第4条 警察本部にシステム総括責任者を置き，警務部長をもって充てる。

2 システム総括責任者は，次に掲げる事務を行う。

- (1) 情報管理システムの運用に関する事務の総括に関すること。
- (2) 情報管理システムのシステム設計及び維持管理に関する事務の総括に関すること。

（システム管理者）

第5条 警察本部にシステム管理者を置き，警務部情報管理課長をもって充てる。

2 システム管理者は，システム総括責任者の命を受け，対象業務の開発並びに情報管理システムの適正かつ効率的な運用及び管理に努めるものとする。

(運用主管課長)

第6条 情報管理システムを利用して行う対象業務を主管する警察本部の課の長（以下「運用主管課長」という。）は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 所管する対象業務の新設又は変更に係る機能要件の検討に関すること。
- (2) 所管する対象業務の実施方法の策定及び指導に関すること。
- (3) その他所管する対象業務の実施に関する事務の総括に関すること。

第3章 情報管理システムのシステム設計

(対象業務に係る検討事項等)

第7条 情報管理システムのシステム設計を行おうとする場合は、あらかじめ次に掲げる事項について検討を行わなければならない。

- (1) 対象業務を新設し、又は変更する必要性に関する事項
- (2) 対象業務の実施による警察事務全般への影響に関する事項
- (3) システム設計及び対象業務の実施に必要な人員、組織及び経費に関する事項
- (4) 対象業務の実施に当たり必要な安全性の確保に関する事項
- (5) その他対象業務の実施に関する事項

2 情報管理システムのシステム設計に当たっては、特に次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 情報処理の正確性及び適時性の確保に関する事項
- (2) 障害時の復旧対策、アクセス統制等の安全性の確保に関する事項
- (3) 関連業務との整合性に関する事項

第4章 相互接続

(相互接続に係る留意事項)

第8条 相互接続に当たっては、警察庁長官官房長が定める技術的基準に従い、安全性の確保に努めなければならない。

第5章 情報管理システムの運用管理

(対象業務の管理)

第9条 運用主管課長は、所管する対象業務を適正かつ円滑に行うために必要な措置を執ら

なければならない。

2 システム総括責任者は、対象業務の目的に応じて必要と認める範囲でアクセス権限を付与するものとする。

3 システム総括責任者は、アクセス権者が情報管理システムの情報セキュリティを損なわせる行為を行っていること又は対象業務の目的以外の目的で不正に情報管理システムを利用していることを認めた場合は、当該アクセス権者に対し、情報管理システムの利用を制限することができる。

(不正な照会及び情報の利用等の禁止)

第10条 照会者は、対象業務の目的以外の目的で不正に照会をしてはならない。

2 照会者は、照会により得た情報を対象業務の目的以外の目的で不正に利用し、又は提供してはならない。

(入力資料等の不正交付の禁止等)

第11条 入力資料及び出力資料は、これを対象業務に関係のない者に不正に交付し、又は遺棄し、若しくはき損してはならない。

2 入力資料及び出力資料は、これを亡失しないよう厳重に管理しなければならない。

(不正なアクセスの禁止)

第12条 アクセス権者以外の者は、アクセスをしてはならない。

2 アクセス権者は、対象業務の目的以外の目的で不正にアクセスをしてはならない。

(取扱説明書の取扱い)

第13条 取扱説明書は、これを対象業務に関係のない者に不正に交付し、又は遺棄し、若しくはき損してはならない。

2 取扱説明書は、これを亡失しないよう適切に管理しなければならない。

第6章 情報管理システムの維持管理

(適切な維持管理のための措置)

第14条 システム総括責任者は、情報管理システムが適切に維持管理されるよう必要な措置を執らなければならない。

(設備の維持管理)

第15条 情報管理システムを構成するサーバ等及びこれに附帯する電源設備等（以下「設備等」という。）は、次に掲げるところにより、これを適切に維持管理しなければならない

い。

- (1) 設備等の保守・点検の方法を定めること。
- (2) 設備等の重要度に応じて、予備機器の整備等に努めること。
- (3) 保安装置の整備等安全性の確保に努めること。

(電気通信回線の管理)

第16条 システム総括責任者は、電気通信回線からの不正侵入及びデータの不正入手の防止に努めなければならない。

(システムドキュメント及びプログラムの取扱い)

第17条 システムドキュメント及びプログラムは、これを対象業務に関係のない者に不正に交付し、又はこれを遺棄し、若しくはき損してはならない。

2 システムドキュメント及びプログラムは、これを亡失しないよう厳重に管理しなければならない。

第7章 事故発生時の措置

(事故発生時の措置)

第18条 システム総括責任者は、情報管理システムに関する事故が発生した場合において執るべき措置を定め、これを関係警察職員に周知しておくとともに、事故が発生した場合は、速やかにその状況及び原因を調査し、適切な措置を執らなければならない。

第8章 情報管理システムに関する業務の外部への委託

(情報管理システムに関する業務の外部への委託)

第19条 情報管理システムに関する業務の警察職員以外の者への委託に当たっては、その安全性を確保するために必要な措置を執らなければならない。

第9章 教養

(教養)

第20条 システム総括責任者、システム管理者及び運用主管課長は、関係警察職員に対して、情報管理システムによる処理に係る情報の適正な取扱いについての教養を行うものとする。

第10章 情報管理業務監査

(情報管理業務監査)

第21条 システム総括責任者は、情報管理システムによる処理に係る情報の取扱いの状況を把握するため、情報管理業務監査を行うものとする。

2 情報管理業務監査の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

第11章 その他

(補則)

第22条 この訓令に定めるもののほか、情報管理システムのシステム設計並びに運用及び維持管理に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（令和5.3.1訓令11）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。